とあるのは「次に」と、同項第一号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」と、「取得をした租税特別措置法」とあるのは「取得をした平成二十四年旧租税特別措置法」と、同項第二号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」と、同項第三号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」と読み替えるものとする。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第六十七条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表国税通則法の項の次に次のように加える。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）	第六条第一項	所得税（所得税」	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（所得税等」
	第六条第二項	所得税	所得税等
	第六条第三項第一号	所得税	所得税及び復興特別所得税
	第六条第四項	所得税	所得税等

第四十四条第一号中「第三章第五節の二」を「第三章第五節及び第五節の二」に改め、同条第二号中「及び」を「並びに」に、「第三章第十八節」を「第三章第十七節及び第十八節」に改める。

第五十二条第二項第二号中「、第六十八条の十四第五項」を削り、同項第四号中「並びに第二十五条の三第一項」を「、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」に、「及び第七項（」を「、第七項及び第九項（」に、「第六十八条の十一第三項、第六十八条の十三第二項、第六十八条の十四第三項」を「第六十八条の十一第二項及び第三項、第六十八条の十三第一項及び第二項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条のうち租税特別措置法第四十二条の三第四項第五号及び第六号の改正規定中「第三十七条の十一の三第十一項」を「第三十七条の十一の三第十二項」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十九条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中租税特別措置法第三十七条の十一の三の改正規定を次のように改める。

第三十七条の十一の三第十二項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十四項中「第十二項」の下に「及び第十三項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「前項」を「第十二項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第三十七条の十一の三に次の一項を加える。

16　前項に定めるもののほか、第十三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条のうち租税特別措置法第四十二条の二の二第三項の改正規定中「第三十七条の十一項から第十三項まで」を「第三十七条の十一の三第十一項から第十五項まで」を「第三十七条の十一の三第十二項から第十六項まで」に改める。

附則第四十八条の表第二項の項中「第十条の四第四項」を「第十条の三第四項」に改め、同表第三項の項中「第十条の四第五項」を「第十条の三第五項」に改める。

附則第五十五条の表第二項の項中「新租税特別措置法第四十二条の十第二項」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第四十二条の十第五項」を「平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項」に改める。

附則第七十二条の表第二項の項中「新租税特別措置法第六十八条の十四第二項」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第四十二条の十第五項」を「平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第七十条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「含む。）」を「含む。）及び第七十条の六の四第十八項」に改め、同項第二号中「含む。）及び」を「含む。）」に、「含む。）の」を「含む。）及び第七十条の六の四第十八項の」に改める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第七十一条　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「第一項第一号」の下に「及び第四号」を加え、「同号」を「それぞれ当該各号」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第七十二条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条第四項中「第五百十八条」を「第五百十八条の二」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第七十三条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「強制執行等若しくは」を「強制執行等、」に改め、「、「強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続並びに」とあるのは「強制執行等の手続及び」と」及び「同号中」を削り、「強制執行等の手続又は」を「強制執行等の手続、」に、「第百二十五条第三項」を「第百二十五条第二項」に改める。

第五十八条第三項中「租税等の請求権」の下に「（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）の請求権を除く。）」を加える。